

※ 本書は、住友商事株式会社が2010年2月15日付公表した「住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び2010年3月3日付公表した「住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けに関する追加開示及び「住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を統合したものです。

2010年3月3日

各 位

会 社 名 住友商事株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 進
(コード番号 8053 東証第一部)
問合せ先 広報部長 鈴木 久和
(TEL : 03-5166-3100)

住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

住友商事株式会社（取締役社長：加藤 進、本社：東京都中央区、以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、2010年2月15日開催の当社取締役会において、下記のとおり株式会社ジュピターテレコム（コード番号：4817 ジャスダック、以下、「対象者」といいます。）が発行する普通株式を対象として金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）による公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、2010年2月15日開催の当社取締役会において、株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）にその株式を上場している対象者に係る当社保有株式数を増加させ、もって対象者への更なる経営支援を図ることを目的として、(i)対象者株式459,147株（対象者の総株主等の議決権の数（2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数6,939,598株から、同日現在の対象者の保有する自己株式80,000株を控除した株式数に係る議決権の数（6,859,598個）に、同日現在の新株予約権及び新株引受権の目的となる対象者株式に係る議決権の数（85,182個）を加えた6,944,780個となり。）に対する所有株式数等に係る議決権の割合（以下、「議決権保有割合」といいます。）が34.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数（2,361,225株）から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数（1,902,078株）を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の下限」といいます。）を下限とし、(ii)対象者株式875,834株（議決権保有割合が40.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数（2,777,912株）から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数（1,902,078株）を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の上限」といいます。）を上限として対象者株式を取得するため、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

なお、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（459,147株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限（875,834株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の

買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

他方で、対象者は2010年3月2日開催の対象者取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨決議しております。

なお、対象者の取締役のうち大澤善雄は当社の取締役を、中村仁は当社の執行役員をそれぞれ兼任しており、林正俊は当社の従業員であるため、いずれも利益相反回避の観点から、上記取締役会に出席しておらず、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての審議及び決議に参加せず、対象者取締役の立場において当社との協議・交渉に参加していません。また、対象者の監査役4名のうち当社の従業員である長瀬仁は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることも差し控えております。

(2) 本公開買付けの背景及び実施する理由

当社は、1984年に新規事業としてメディア事業に進出して以来約20年以上にわたり、日本における当該事業の普及・拡大に取り組んでまいりました。その中でも特に、多チャンネルケーブルテレビサービス・高速インターネット接続サービス・固定電話サービスをワン・ストップでお客様に提供するケーブルテレビ事業と、同事業を支える専門チャンネルを通じた番組供給事業については、メディア事業の中核と位置づけ、これまで積極的に資本や人材などの経営資源を投下してまいりました。当社がケーブルテレビ事業を開始した当時は、まだケーブルテレビそのものが世の中で普及しておらず、多額の先行投資を伴う厳しい運営となっておりましたが、当社は所轄官庁（総務省）、地元株主、地域行政及び金融機関（日本政策投資銀行、地元金融機関及び大手銀行等）との間で、緊密且つ良好な関係を築きながら、地域コミュニティを基盤とした新規事業として、ケーブルテレビ事業の立ち上げに注力しました。

当社がケーブルテレビ事業に参画した当初、ケーブルテレビ事業は、市区町村単位毎の運営制限・同一資本の広域事業展開の禁止、中央資本の出資等の法的制限がありました。1993年の有線テレビジョン放送法の規制緩和により、同一資本によるケーブルテレビ局の広域運営及び外資規制の緩和が認められたことをきっかけに、更なるケーブルテレビ事業の発展を行うべく、現 Liberty Global, Inc.（以下、「LGI」といいます。1995年1月当時の社名はTCI International, Inc.です。）を事業パートナーとして、1995年、日本で初めて複数のケーブルテレビ局を統括運営（Multiple System Operator）する対象者を共同で設立し、LGIとの共同運営を開始いたしました。この共同運営において、当社は、対象者に更なる経営資源を投下するとともに、対象者を通じ、地域密着ビジネスの考え方を堅持しながら、主要都市圏を中心としたケーブルテレビ局の広域運営や、光ファイバーを活用したネットワークの高度化を推進し、世界に先駆けて、多チャンネルケーブルテレビサービス・高速インターネット接続サービス・固定電話サービスを「ワン・ストップ・サービス」とした、いわゆる「トリプルプレイサービス」を導入し、日本におけるケーブルテレビ業界の発展にも貢献できるよう、努力を続けてまいりました。

一方、「多チャンネル放送」、「トリプルプレイサービス」における、他の衛星放送会社や通信事業者との競争が厳しくなっていく中、対象者が中長期的に継続的成長を図っていくためには、M&Aを中心とした更なる事業基盤の拡大や、デジタル化等将来に向けた設備投資の実施、負債圧縮によるバランスシートの改善、優秀な人材の雇用等が必要と考え、これらを実現しうる企業体となることを目的とし、当社は、2005年3月に対象者株式をジャスダック証券取引所に上場することに株主として同意しました。

対象者株式の上場以降においては、当社としてLGIとの合弁による持株会社経由で対象者へ派遣する取締役を通じ、当社グループがこれまで培ってきたメディア・ケーブルテレビ事業のノウハウ・経験、社内外グローバルネットワークを活用した情報・インフラ・機能を対象者に提供するとともに、上場以前と同様、地元株主等、対象者の経営にとって非常に重要な各ステークホルダーとの良好な関係構築の支援等を図り、もって対象者の独立性を確保しつつ、対象者の企業価値向上に向けた経営支援に取り組んでまいりました。

対象者株式の上場の際し、対象者を連結子会社としたいとのLGIの意向を受け入れつつ、他方で、当社及びLGIが引き続き共同して対象者の経営に関与することを可能にするため、当社とLGI（LGIグループが保有する中間持株会社を含むものとします。以下、本項において同様です。）は、デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）である住商／エルジーアイ・スーパーメディア・エルエルシー（以下、「スーパーメディア」といいます。）を共同持株会社とし、同社を通じて対象者株式を間接的に保有することとするため、スーパーメディアに関する運営契約（以下、「スーパーメディア運営契約」といいます。）を締結するとともに、当社及びLGIがそれぞれ直接保有していた対象者株式をスーパーメディアに現物出資いたしました。これにより、当社は、スーパーメディアを通じて間接的に対象者株式を保有する形になりましたが、スーパーメディア運営契約に基づき、対象者に3名の取締役を派遣することとするなど、対象者への関与を実現させてまいりました。

なお、スーパーメディアについては、当社及びLGI間の2009年10月23日付けリミテッド・パートナーシップ契約（以下、「スーパーメディア組合契約」といいます。）及び関連する手続によって、デラウェア州法上のリミテッド・パートナーシップへの組織変更を完了し、その名称を「住商／エルジーアイ・スーパーメディア・エルピー」と変更し、2010年2月18日にその名称を「スーパー・メディア・ジャパン・エルピー」と更に変更しております。さらに、対象者によれば、スーパーメディアは2010年2月26日にその名称を「KDDIグローバル・メディア・エルピー」に変更したとのことです。

スーパーメディア運営契約及びその主要な条項を引き継いだスーパーメディア組合契約においては、当社とLGIとの間で別途期限を延長する合意がない限り、2010年2月18日（対象者株式の上場承認日より5年間）の到来によりスーパーメディアの解散事由が発生し、その後スーパーメディアは清算手続に入ることとされておりました。また、スーパーメディア運営契約及びスーパーメディア組合契約においては、スーパーメディアの解散事由の発生後、LGI側の社員又は組合員が、スーパーメディアを継続させる権利を有する旨規定されており、かかる権利を行使する場合には、速やかに、当社がスーパーメディアに対して出資した対象者株式を、清算に基づく残余財産の分配と同様に、当社に分配することとされておりました。

当社は、数年間にわたり、LGIとの間で2010年2月以降の対象者への関与のあり方について議論を続けてまいりましたが、LGIが当社とのスーパーメディアを通じた合弁関係の解消を強く希望するに至ったため、最終的に、当社とLGIとの間で2010年2月18日の期限を延長する合意はなされず、LGIはスーパーメディア組合契約の定めに従いスーパーメディアを継続させる権利を行使し、他方、当社は同契約の定めに従い対象者株式の分配を受けてスーパーメディアから脱退し、もってスーパーメディアを通じた合弁関係は解消されることとなりました。これに伴い、当社は、2010年2月18日に、スーパーメディアより当社持分に相当する対象者株式である1,648,402株の分配を受けたため、本日現在において対象者株式1,902,078株（2009年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（6,939,598株）に対する所有株式数等の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）27.41%）を直接保有する株主となっています。

このように、2010年2月18日をもって、当社は株式所有割合27.41%に相当する対象者株式を直接保有する大株主となっておりますが、筆頭株主ではないこともあり、スーパーメディア組合契約が存在した時点と比較して、対象者への経営支援を引き続き実行することが容易ではなくなる懸念が生じています。更に、対象者を取り巻く経営環境は、衛星放送会社や通信事業者との競争激化や、米国におけるサブプライムローン問題に端を発する昨今の全世界的な景気後退の影響を受けた消費者の購買意欲の低下等により依然として厳しさを増しており、迅速且つ適切な当社による経営支援が、より一層対象者の経営に資する状況にあると考えております。

これらの背景及び経緯を踏まえ、当社は、本公開買付けを行うことにより、対象者の上場会社としての独立性を維持・確保しながらも、引き続き大株主として対象者の経営支援について主導性を発揮し、対象者の各ステークホルダーへの価値提供を通じた対象者の持続的発展と、こうした取組みを通じた当社グループの

発展をより着実にすることが可能になると認識しております。

本公開買付け後、こうした一層の企業価値向上に具体的に取り組むべく、従来と同様、対象者の経営陣の経営方針を尊重し、その中で当社が有する経営及び財務・リスク管理ノウハウにおける知見や人材の提供などに取り組むとともに、当社グループが展開するメディア・ライフスタイル・リテイル関連事業による複合的なシナジー効果の発揮により、対象者事業の一層の発展を実現したいと考えております。

以上のことを総合的に勘案し、当社は、本公開買付けが対象者の総株主の利益に資するとの判断により、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付けを2010年2月15日に公表して以降、本公開買付けの背景、実施する理由及び本公開買付け後の経営方針等について対象者に対し説明のうえ協議を行いました。協議の中で、対象者より、2010年2月19日にKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）がLGIグループから対象者株式を直接又は間接に保有する中間持株会社3社の持分全てを譲り受け、株式所有割合にして30.75%を間接的に保有する大株主となったことに関連して、今後継続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、対象者並びに大株主である当社及びKDDIの3社が事業上の協力関係を構築することが重要であり、シナジー効果を得るための事業上の協力について、本公開買付けの終了後に3社間で協議を行いたい方針である旨の説明を受けました。当社とKDDIとの間では、これまでにそのような協議は一切行われておりませんが、当社は対象者に対し当該方針について異存ない旨回答しております。

その上で、対象者は本公開買付けについて慎重に検討を行い、2010年3月2日開催の対象者取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨決議しております。なお、対象者の取締役のうち大澤善雄は当社の取締役を、中村仁は当社の執行役員をそれぞれ兼任しており、林正俊は当社の従業員であるため、いずれも利益相反回避の観点から、上記取締役会に出席しておらず、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての審議及び決議に参加せず、対象者取締役の立場において当社との協議・交渉に参加しておりません。また、対象者の監査役4名のうち当社の従業員である長瀬仁は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることも差し控えております。

なお、当社は、現在、2010年2月18日まで有効であったスーパーメディア組合契約に基づき、2009年3月25日開催の対象者における定時株主総会の承認を経て、当社の役職員である大澤善雄、中村仁及び林正俊の3名を対象者の非常勤取締役として、また、2008年3月27日開催の対象者における定時株主総会の承認を経て、同長瀬仁を非常勤監査役としてそれぞれ派遣しています。加えて、林正俊を対象者の子会社である株式会社ジェイコム福岡の非常勤取締役として、当社の職員である御子神大介を、同株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム東京及び株式会社ジェイコムウエスタの非常勤取締役としてそれぞれ派遣しております。

（3）本公開買付け後の経営方針等

現在、対象者は、多チャンネルケーブルテレビサービスを中心に高速インターネット接続サービス及び固定電話サービスのトリプルプレイサービス（並びにモバイルサービス）を提供しておりますが、ケーブルテレビ業界の圧倒的No.1のポジションのみならず、その売上規模、安定したキャッシュフロー、時価総額及び財務体質等を総合勘案するに、メディア産業の中で確固たる地位を有するに至ったと認識しております。

今後の対象者を取り巻く競争環境は、従来と同様、衛星放送会社や通信事業者による販売攻勢の激化により、厳しい状況が継続していくと認識しております。しかしながら、対象者はこれまでも、こうした競合他社と差別化した柔軟な商品戦略、地域密着を活かした強い営業力、コスト競争力のある企業体質、積極的な買収及び買収後の効率的なインテグレーション力を通じて、着実に且つ安定的に成長してきた実績があります。当社としては、対象者におけるこれらの強みを活かすとともに、現在の経営層の抱えている以下の経営

課題への対応を支援すべく、当社が保有する幅広い経営資源を積極的に対象者に提供していく方針です。

①ケーブルテレビサービスの拡充

競合他社との差別化を推進するにあたり、対象者にとってのコア・コンピタンスの1つであるケーブルテレビサービスを強化することは大変重要な経営課題であるとの認識です。

この点、当社は、対象者以外のメディア関連事業として、映画製作・配給関連事業のアスミック・エース エンタテインメント株式会社、シネマコンプレックス（映画館）事業のユナイテッド・シネマ株式会社等を通じて映画関連事業を展開するほか、また長年にわたるメディア業界での事業展開、事業運営等を通じNHKや地上波民放各社、有料放送事業者等との協力関係を築いております。当社としては、大株主として積極的にこれらの有形・無形の資産を活用し、例えば今後成長が期待できるオン・デマンド・サービスや3D化等、時代の潮流を適時・的確に捉えたサービスを活かした、競争力の強化につながる支援等を通じ、対象者の事業の発展に貢献したいと考えております。

②営業力の強化

当社としては、従来と同様、当社グループの関連事業を通じて幅広い営業活動への支援を行い、対象者の更なる顧客基盤の拡充に対する一層の支援に取り組む考えです。

具体的には、対象者は、従来から直接訪問を主とする地域に密着した強い営業力をコア・コンピタンスの1つとして位置付けておりますが、昨今の競争環境の激化を踏まえ、今後は更に販売ルートの多様化や営業力の強化が必要であると考えており、当社も同じ認識の下、支援を行ってまいりました。例えば当社グループの不動産関連事業と連携し、対象者に対し、新築不動産案件の情報の提供や、大手不動産開発会社及び管理会社の紹介を行い、営業協力を行っております。具体的な実績としては、東京都中央区勝どきの大型マンション「東京タワーズ」（分譲・賃貸合わせて約 2,800 戸）における対象者のサービスの導入や、複数の大手不動産開発会社との間で、全国の対象者のサービス提供エリアにおいて当該デベロッパーが建設する新築分譲マンションに対し、対象者のサービスを優先的に導入する包括提携契約を締結するに至りました。

また、当社は、日本最大のテレビ通販会社であるジュピターショップチャンネル株式会社、首都圏大手の食品スーパーであるサミット株式会社やネットスーパー事業、調剤併設ドラッグストアで首都圏トップクラスの「Tomod's」を展開する株式会社住商ドラッグストアーズ等のリテイル関連事業、及び「バーニーズ ニューヨーク」や「マーク・ジェイコブス」をはじめとするブランド事業等、幅広い消費者向けビジネスを展開しております。今後は、これらのリテイル事業との各種のタイアップ施策の連携を強化することにより、双方のお客様に対し付加価値の提供を図る取組みを推し進め、従来以上にお客様への付加価値提供・サービスの充実に向け、各種施策を通じた営業基盤の拡大を支援する考えです。

なお、対象者と取引がある当社の主な関係会社としては、上記会社のほかに、対象者への顧客管理・営業支援等のシステムの構築・保守運用や機器販売を行っている住商情報システム株式会社、機器や車両等のリースを提供している三井住友ファイナンス&リース株式会社、及び住友三井オートサービス株式会社等があります。

③将来的な技術革新への対応

技術革新の観点では、通信と放送の融合の進展による、前述のトリプルプレイサービスの提供が今後一層広がっていくとの認識にありますが、更なる技術革新が進展し、情報通信サービスのユビキタスが進行していく中では、固定通信と移動（モバイル）通信との融合についても、今後、通信分野のみならず放送分野をも巻き込み、更なる融合が進んでいくものと考えております。当社はこうした技術革新について、当社のグローバルネットワークから入手する様々な最新の市場情報を、対象者の経営方針に適時・的確に反映し、対象者の持続的発展に向けた支援を行うことができると考えております。

④各ステークホルダーとの関係強化

ケーブルテレビ事業の地域密着型ビジネスという特性に鑑み、当社は20年超にわたるケーブルテレビ事業への関与の中で、地元株主や地域行政等地域のステークホルダーとの間に長年にわたる信頼関係を築きあげてまいりました。今後も、地域コミュニティを通じた地域とともに発展する事業を目指し、主体的に対象者の経営につき支援していく考えです。また、2011年の地上デジタル放送完全移行に向け、対象者によるデジタル化需要の取組みが重要となっていることから、当社は、総務省や各所轄官庁、地上放送局との連携による政府施策についても、対象者ととも積極的に支援してまいります。

当社としては、こうした様々な対象者への支援の実効性を高めるべく、対象者の取締役会へ引き続き役員を派遣し、具体的な支援活動を行うことを考えております。また、当社はこれまでの対象者の企業統治制度を十二分に理解し、且つ現在の経営陣の経営方針を最大限に尊重する中で、長年の対象者への経営支援の経験を活かした、相互理解・相互信頼に基づく様々な経営支援を行ってまいります。

こうした考えから、当社は、対象者株式がジャスダック証券取引所における上場株式となっている点を考慮し、本公開買付け後の当社の議決権保有割合が40.00%となるよう本公開買付けの買付予定数の上限を875,834株と設定いたしました。その結果、本公開買付けの成立後も、対象者株式のジャスダック証券取引所における上場は維持される見込みです。

また、当社は本日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

(4) 上場廃止の有無について

対象者株式はジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場は維持される見込みです。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ジュピターテレコム
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館 (登記上の本店所在地は東京都港区芝大門一丁目1番30号)
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森泉 知行
④ 事 業 内 容	ケーブルテレビ局の統括運営を通じた有線テレビジョン放送及び電気通信事業、ケーブルテレビ局及びデジタル衛星放送向け番組供給事業統括等
⑤ 資 本 金	117,242百万円(2009年12月31日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	1995年1月18日

⑦ 大株主及び持株比率 (2009年6月30日現在)	住商/エルジーアイ・スーパー・メディア・エルエルシー	57.46%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	4.17%
	住友商事株式会社	3.66%
	リバティール グローバル ジャパン ツー、エルエルシー (常任代理人 JP モルガン証券株式会社)	3.66%
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	1.92%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.79%
	ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウト ノン トリーティール (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.35%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.15%
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.07%
	全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.07%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	資本関係	当社は、本日現在、1,902,078 株 (株式所有割合にして 27.41%) を直接保有しております。
	人的関係	当社は、対象者に対して、当社の役職員である大澤善雄、中村仁及び林正俊の3名を非常勤取締役として、長瀬仁を非常勤監査役としてそれぞれ派遣しております。また、当社は、対象者に対して、従業員の出向を行っております。
	取引関係	当社は、対象者より、従業員出向に係る戻入金等を受領しております。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2010年3月3日(水曜日)から2010年4月14日(水曜日)まで(30営業日)(以下、「公開買付け期間」といいます。)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金 139,500 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けにおける買付価格（以下、「本買付価格」といいます。）である1株当たり 139,500 円は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、「ゴールドマン・サックス」といいます。）が行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しに加え、対象者及び対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業における直近のM&A取引事例における取引価格や取引価値に対する収益性等を示す財務指標の倍率等の分析並びに過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、決定されたものです。

すなわち、当社は、2010年1月中旬から後半にかけて、対象者及びその子会社・関連会社に関する2014年12月期を最終年度とする5年（2010年1月1日から2014年12月31日）の事業計画及び財務予測を公開情報に基づいて作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引（以下、「本件取引」といいます。）の戦略的合理性や潜在的な利益の評価、対象者のこれまでの事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

また、当社が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した事業計画及び財務予測を基に、ゴールドマン・サックスは、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）及び類似取引比較法による分析を含む、財務分析を行いました。市場株価平均法を用いた分析においては、ゴールドマン・サックスは2010年2月12日を基準とし、対象者の株価終値の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月平均並びに基準日の株価終値を検討しました。2010年2月15日に当社取締役会に対して提示されたこれらの分析においては、市場株価平均法で84,039円～91,141円、対象者の1株当たり株式価値は類似会社比較法で83,418円～131,742円、DCF法で113,995円～188,950円、類似取引比較法で141,030円～145,240円のレンジが対象者の株式価値の分析結果として示されました。

市場株価平均法では、ゴールドマン・サックスは2010年2月12日を基準日とする対象者のジャスダック証券取引所における株式の基準日終値（92,900円）、直近1ヶ月平均（2010年1月13日から2010年2月12日までの普通取引終値の単純平均値91,141円）、直近3ヶ月平均（2009年11月13日から2010年2月12日までの普通取引終値の単純平均値86,237円）、直近6ヶ月平均（2009年8月13日から2010年2月12日までの普通取引終値の単純平均値84,039円）株価について検討しました。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を84,039円から91,141円と分析しております。

類似会社比較法では、ゴールドマン・サックスは対象者の一定の財務情報と一定の通信関連公開企業の類似財務情報、比率、上場市場における取引倍率について比較、検討しました。選定した通信関連公開企業は必ずしも対象者と完全に類似する企業ではありませんが、上場しており、且つ一定の事業が対象者の一定の事業と類似していると考えられることから、分析の目的のために選定しています。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を83,418円から131,742円と分析しております。

ゴールドマン・サックスは当社が作成した対象者及びその子会社・関連会社に関する事業計画及び財務予測に基づいてDCF法による分析を行っています。DCF法ではゴールドマン・サックスは対象者の株式価値につき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定のレンジの割引率で割り引いて1株当たり株式価値の現在価値を分析しました。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を113,995円から188,950円と分析しております。

類似取引比較法では、ゴールドマン・サックスは、対象者及び対象者と類似する事業を有する企業における一定のM&A取引事例の一定の財務情報を分析の目的のために選定し、分析しました。その結果、ゴールドマン・サックスは株式1株当たり価値の範囲を141,030円から145,240円と分析しております。

ゴールドマン・サックスの財務分析は、本買付価格決定日の直前の取引日である2010年2月12日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その見解を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。当社の依頼を受けて対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから開示・免責事項等に関して補足説明を受けております。詳細は(注)をご参照ください。

なお、当社は、本日現在において対象者株式1,902,078株(株式所有割合にして27.41%)を直接保有しております。

その上で、当社は、ゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しに加え、対象者及び対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業における直近のM&A取引事例における取引価格や取引価値に対する収益性等を示す財務指標の倍率等の分析並びに過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010年2月15日開催の当社取締役会において、本買付価格を1株当たり139,500円とすることに決定いたしました。

なお、本買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における本買付価格決定日の直前の取引日である2010年2月12日の普通取引終値の92,900円に対して約50.16%(小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ)、過去1ヶ月間(2010年1月13日から2010年2月12日まで)の普通取引終値の単純平均値91,141円に対して53.06%、過去3ヶ月間(2009年11月13日から2010年2月12日まで)の普通取引終値の単純平均値86,237円に対して61.76%、過去6ヶ月間(2009年8月13日から2010年2月12日まで)の普通取引終値の単純平均値84,039円に対して65.99%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、2010年2月15日の当社による本公開買付けにかかる公表の後、対象者の株価は上昇しております。そのため、本買付価格である139,500円は、対象者株式のジャスダック証券取引所における公開買付届出書提出日の直近の取引日である2010年3月2日における普通取引終値の104,600円に対して約33.37%、過去1ヶ月間(2010年2月3日から2010年3月2日まで)の普通取引終値の単純平均値99,426円に対して40.30%、過去3ヶ月間(2009年12月3日から2010年3月2日まで)の普通取引終値の単純平均値91,175円に対して53.00%、過去6ヶ月間(2009年9月3日から2010年3月2日まで)の普通取引終値の単純平均値86,278円に対して61.69%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社は、1984年に新規事業としてメディア事業に進出して以来約20年以上にわたり、日本におけ

る当該事業の普及・拡大に取り組んでまいりました。当社がケーブルテレビ事業に参画した当初、ケーブルテレビ事業は、市区町村単位毎の運営制限・同一資本の広域事業展開の禁止、中央資本の出資等の法的制限がありましたが、1993年の有線テレビジョン放送法の規制緩和により、同一資本によるケーブルテレビ局の広域運営及び外資規制の緩和が認められたことをきっかけに、1995年、現LGIを事業パートナーとして日本で初めて複数のケーブルテレビ局を統括運営する対象者を共同で設立し、LGIとの共同運営を開始いたしました。

他の衛星放送会社や通信事業者との競争が厳しくなっていく中、M&Aを中心とした更なる事業基盤の拡大や、デジタル化等将来に向けた設備投資の実施、負債圧縮によるバランスシートの改善、優秀な人材の雇用等が必要と考え、当社は、2005年3月に対象者株式をジャスダック証券取引所に上場することに株主として同意しました。この対象者株式の上場に際し、対象者を連結子会社としたいとのLGIの意向を受け入れつつ、他方で、当社及びLGIが引き続き共同して対象者の経営に関与することを可能にするため、共同持株会社であるスーパーメディアを設立し、同社を通じて対象者株式を間接的に保有することとするため、スーパーメディア運営契約を締結しました。

一方、上記のスーパーメディア運営契約及びその主要な条項を引き継いだスーパーメディア組合契約において、当社とLGIとの間で別途期限を延長する合意がない限り、2010年2月18日にスーパーメディアの解散事由が発生し、その後スーパーメディアは清算手続に入るか、あるいは当社に対象者株式を分配して継続することとされておりました。当社とLGIの間では、数年間にわたって2010年2月以降の対象者への関与のあり方について議論を続けてまいりましたが、LGIが当社とのスーパーメディアを通じた合弁関係の解消を強く希望するに至ったため、最終的に、当社とLGIとの間で2010年2月18日の期限を延長する合意はなされず、2010年2月18日にスーパーメディアより当社持分に相当する対象者株式である1,648,402株の分配を受けたことにより、当社は株式所有割合27.41%に相当する対象者株式を直接保有する大株主となるに至りました。

こうした状況の中、当社は筆頭株主ではないこともあり、スーパーメディア組合契約が存在した時点と比較して、対象者への経営支援を引き続き実行することが容易ではなくなる懸念が生じています。更に、対象者を取り巻く経営環境は、衛星放送会社や通信事業者との競争激化や、米国におけるサブプライムローン問題に端を発する昨今の全世界的な景気後退の影響を受けた消費者の購買意欲の低下等により依然として厳しさを増しており、迅速且つ適切な当社による経営支援が、より一層対象者の経営に資する状況にあると考え、本公開買付けを行うことが不可欠であるとの判断に至ったことから、当社は以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に財務分析を依頼した第三者の名称

当社は本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者としての財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに対し、対象者の株式価値の財務分析を依頼しました。

(ii) 当該財務分析の概要

当社が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した事業計画及び財務予測を基に、ゴールドマン・サックスは2010年2月12日を基準日とする市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法及び類似取引比較法を用いて対象者の株式価値の財務分析を行っており、各手法において算定された対象者の株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法	84,039円から91,141円
類似会社比較法	83,418円から131,742円
DCF法	113,995円から188,950円

類似取引比較法 141,030 円から 145,240 円

(iii) 当該財務分析を踏まえて本買付価格を決定するに至った経緯

当社は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見直しに加え、対象者及び対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業における直近のM&A取引事例における取引価格や、収益性等を示す財務指標に対する取引価値の倍率並びに過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010年2月15日開催の当社取締役会において、本買付価格を1株当たり139,500円とすることに決定いたしました。

(注)

2010年2月12日を基準日として、対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから受領している当該分析を行うにあたっての前提条件、検討された事項、及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、さまざまな個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務助言サービス、商業銀行業務、証券取引、投資管理、プリンシパル・インベストメント、ファイナンシャル・プランニング、収益に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行う中で、ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、第三者、公開買付者、対象者及びそのいずれかの関連会社の株式、債券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）及び金融商品（銀行ローンその他の債務を含む）、若しくは本公開買付けにより企図される取引に関連するいずれかの通貨及び商品につき、常に自己又は顧客の勘定でロング又はショートのポジションを持ちまた投資し、積極的に取引し又は取引をさせることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関し公開買付者の財務アドバイザーを務め、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対し報酬を受領することを想定しており、公開買付者及びその関連会社は、ゴールドマン・サックスに対して、ゴールドマン・サックスの経費を支払い、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、公開買付者に対して、投資銀行業務サービスを提供したことがあり、現在も提供しています。さらに、ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、将来公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対して投資銀行業務サービスを提供する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、上記の投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しており、又は報酬を受領する可能性があります。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行うにあたり、特に対象者の2008年12月31日に終了した事業年度に至る過去5事業年度の有価証券報告書、2009年9月30日に終了した四半期にかかる第3四半期報告書、2009年12月31日に終了した事業年度にかかる決算短信、その他の対象者による株主に対する又は一般に開示した一定のコミュニケーションの記録、公開買付者の経営陣により作成された対象者の事業計画及び予測（それぞれゴールドマン・サックスによる使用について公開買付者の了承を得ています。以下、「本件財務予測」といいます）について検討させて頂きました。上記に加えゴールドマン・サックスは、対象者株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場に係る一定の情報を、他の一定の公開会社のものと比較し、また最近の通信業界及び一般の業界における事業統合に関する財務条件等の調査・分析を行い、またゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の要因の検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う目的のため、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが協議し又は検討した全ての財務、会計、法務、税務その他の情報の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれに依拠し、これを前提としており、かかる情報に関していかなる責任を負うものではありません。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、公開買付者の同意の下、本件財務予測が、現時点での公開買付者の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者又は同社の子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価あるいは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。また、ゴールドマン・サックスは、本件取引を行うに際しての公開買付者の経営上の意思決定や公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点に

ついて見解を示すものでもなく、また、対象者若しくは公開買付者の普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切見解を示すものではありません。また、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの分析に大きな影響を与えるような、本公開買付けを開始するために必要な全ての政府、規制機関その他の許認可が、公開買付者又は対象者若しくは本公開買付けによって得られるであろう便益にとって意味がある負の影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。また、本公開買付けにより企図される取引が、公開買付者ないし対象者の支払能力又はその存続能力、若しくは公開買付者又は対象者がその債務について期限が到来した場合に支払う能力に対して与える影響についての見解を示すものではありません。また、ゴールドマン・サックスはいかなる法務、規制上、税務又は会計事項についての見解を示すものでもありません。

ゴールドマン・サックスの分析は、2010年2月12日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスが取得可能な情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その見解を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスの本公開買付けに係るアドバイザー・サービスと分析は、公開買付者の取締役会が本公開買付けを検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみのために行われるものであり、また当該分析は、公開買付者の取締役会が本公開買付けを承認するために参考となった数多くの要因の一つを構成しています。ゴールドマン・サックスは、公開買付者若しくはその取締役会に対し特定の買付け価格について推奨したものではなく、また特定の買付け価格が唯一の適切な買付け価格であることについて推奨したものではありません。また、ゴールドマン・サックスの分析は、公開買付者が本公開買付けを実施すべきか否かに関して、又は対象者の株主が本公開買付けに応募すべきか否かに関する推奨を行うものではありません。対象者の普通株主は、本公開買付け又はその他のいかなる目的に関連して、本公開買付けに応募すべきか否かに関する意思決定においてゴールドマン・サックスの分析に依拠すべきではありません。

ゴールドマン・サックスの財務分析について、その一部分の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その分析を全体として考慮することなく一部分の分析結果又は上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析について、何ら特定の重点を置くものではありません。

③ 算定機関との関係

当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスは、当社及び対象者の関連当事者に該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①買付予定数	②買付予定数の下限	③買付予定数の上限
株 券	875,834株	459,147株	875,834株
新株予約権証券	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株
株券等信託受益証券	—株	—株	—株
株券等預託証券	—株	—株	—株
合 計	875,834株	459,147株	875,834株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(459,147株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(875,834株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間末日までに新株予約権又は新株引受権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,902,078 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.39%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	20,204 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.29%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	875,834 個	(買付け等後における株券等所有割合 40.29%)
対象者の総株主等の議決権の数	6,859,508 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数に基づき計算しております。なお、当該議決権の数には、株式会社ジュピターテレコム役員持株会における持分に相当する対象者株式169株に係る議決権の数169個(2010年1月末時点)が含まれております。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(875,834株)の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2009年12月期(第16期)第3四半期報告書(2009年11月12日)に記載された2009年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行に係る新株予約権又は新株引受権の行使により発行又は移転される対象者株式についてもその対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記四半期報告書に記載された2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数6,939,598株から同日現在の対象者の保有する自己株式80,000株を控除した株式数(6,859,598株)に係る議決権の数(6,859,598個)に、同日現在の新株予約権及び新株引受権の目的となる対象者株式(2009年10月1日以降本日までに新株予約権又は新株引受権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)に係る議決権の数(85,182個)を加えた6,944,780個として計算しております。

(注4) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、特別関係者からの応募があった場合には特別関係者による応募株券等の全部の買付け等又はあん分比例による買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は40.29%を下回ることとなります。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 122,179 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けの買付予定数の上限(875,834株)に1株当たりの買付価格(139,500円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2010年4月21日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合には、その常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（459,147株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（875,834株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株（追加して1株の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株（あん分比例の方法により計算される買付株数に1株未満の株数の部分がある場合は当該1株未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行わ

れた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、且つ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2010 年 3 月 3 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け後の経営方針等」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる、当社の2010年3月期の連結業績予想に与える影響はございません。なお、当社の2011年3月期の連結業績予想に与える影響につきましては詳細が判明次第、速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は2010年3月2日開催の対象者取締役会において、出席した取締役全員一致で、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨、及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨決議しております。

なお、対象者の取締役のうち大澤善雄は当社の取締役を、中村仁は当社の執行役員をそれぞれ兼任しており、林正俊は当社の従業員であるため、いずれも利益相反回避の観点から、上記取締役会に出席しておらず、上記の賛同決議を含む本公開買付けに関する全ての審議及び決議に参加せず、対象者取締役の立場において当社との協議・交渉に参加しておりません。また、対象者の監査役4名のうち当社の従業員である長瀬仁は、より公平性・中立性を保つ観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることも差し控えております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①対象者は2010年1月28日付で「2009年12月期 決算短信 [米国会計基準]」を公表しております。当該公表に基づく2009年12月期の対象者の損益の状況等の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2009年12月期の連結業績 (2009年1月1日～2009年12月31日)

i) 連結経営成績

決算年月	2009年12月期 (第16期)
営業収益 (百万円)	333,724
営業利益 (百万円)	61,159
株主帰属当期純利益 (百万円)	30,453

ii) 連結財務状態

決算年月	2009年12月期 (第16期)
総資産 (百万円)	801,657
株主帰属資本 (百万円)	374,902
株主帰属資本比率	46.8%
1株当たり株主帰属資本 (円)	54,649.54

②2010年2月18日に対象者より対象者の親会社の異動及び主要株主の異動に関する臨時報告書が提出されています。その概要は以下のとおりです。

・親会社の異動

(i) 当該異動に係る親会社の名称

- ・ LGI
- ・ スーパーメディア
- ・ Liberty Japan, Inc.
- ・ LGJ Holdings LLC
- ・ Liberty Global Japan, LLC
- ・ Liberty Media International Holdings, LLC
- ・ Liberty Programming Australia, Inc.
- ・ LGI International, Inc.

(ii) 当該異動の前後における対象者の親会社の所有に係る対象者の議決権の数及び対象者の総株主等の議決権に対する割合

・ LGI

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	4,240,913 個 (4,240,913 個)	61.82% (61.82%)
異動後	2,592,511 個 (2,592,511 個)	37.79% (37.79%)

・ スーパーメディア

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	3,987,238 個 (0 個)	58.12% (0.00%)
異動後	2,338,836 個 (0 個)	34.09% (0.00%)

・ Liberty Japan, Inc.

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	3,987,238 個 (3,987,238 個)	58.12% (58.12%)
異動後	2,338,836 個 (2,338,836 個)	34.09% (34.09%)

・ LGJ Holdings LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	3,987,238 個 (3,987,238 個)	58.12% (58.12%)
異動後	2,338,836 個 (2,338,836 個)	34.09% (34.09%)

・ Liberty Global Japan, LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	4,240,913 個 (4,240,913 個)	61.82% (61.82%)
異動後	2,592,511 個 (2,592,511 個)	37.79% (37.79%)

・ Liberty Media International Holdings, LLC

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	4,240,913 個 (4,240,913 個)	61.82% (61.82%)
異動後	2,592,511 個 (2,592,511 個)	37.79% (37.79%)

・ Liberty Programming Australia, Inc

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	4,240,913 個 (4,240,913 個)	61.82% (61.82%)
異動後	2,592,511 個 (2,592,511 個)	37.79% (37.79%)

・ LGI International, Inc

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	4,240,913 個 (4,240,913 個)	61.82% (61.82%)
異動後	2,592,511 個 (2,592,511 個)	37.79% (37.79%)

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、総株主等の議決権 6,860,110 個 (2009 年 12 月 31 日現在) を基に算出しております。

(注2) 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注3) () 内は間接保有分を外数で表示しております。

(iii) 当該異動の年月日
2010 年 2 月 18 日

(iv) 当該異動の理由

LGI、Liberty Japan, Inc.、Liberty Jupiter, Inc. と公開買付者がスーパーメディアを通じた提携関係を解消したことにより、2010 年 2 月 18 日、スーパーメディアの保有する対象者株式 1,648,402 株が公開買付者に払い戻されました。この払い戻しにより、親会社であった (i) 記載の会社は、総株主等の議決権数の過半数を所有しないこととなるため、対象者の親会社に該当しないこととなりました。

・ 主要株主の異動

(i) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

公開買付者

- (ii) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	253,676 個	3.70%
異動後	1,902,078 個	27.73%

(注1) 総株主等の議決権に対する割合は、総株主等の議決権 6,860,110 個 (2009年12月31日現在) を基に算出しております。

(注2) 「総株主等の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

- (iii) 当該異動の年月日

2010年2月18日

③対象者は2010年2月18日付で「親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

- (i) 当該異動に係るその他の関係会社の氏名又は名称

- (a) その他の関係会社となった会社

- ・ KDDI

- (b) その他の関係会社でなくなった会社

- ・ LGI

- ・ LGJ Holdings LLC

- ・ Liberty Global Japan, LLC

- ・ Liberty Media International Holdings, LLC

- ・ Liberty Programming Australia, Inc.

- ・ LGI International, Inc.

(注) 以上のその他の関係会社でなくなった会社のうち、LGI以外の5社については、いずれもLG完全子会社であって実質の事業を行っていない中間持株会社であるため、(ii)において記載を省略しております。

- (ii) 当該異動の前後におけるその他の関係会社の所有する議決権の数及び所有割合

- ・ KDDI

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前	—	0 個 (0%)	0 個	0 個

			(0%)	(0%)
異動後	その他の関係会社	0 個 (0%)	2,133,797個 (31.1%)	2,133,797個 (31.1%)

・ LGI

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前	その他の関係会社	0 個 (0%)	2,592,511個 (37.8%)	2,592,511個 (37.8%)
異動後	—	0 個 (0%)	0 個 (0%)	0 個 (0%)

(※1) 対象者の2009年12月31日現在の発行済株式総数は6,940,110株となっております。

(※2) 上記発行済株式総数から、自己株式数を控除した株式数は6,860,110株となっております。

(※3) 議決権所有割合は、小数点以下第二位を四捨五入しています。

(iii) 当該異動の年月日

2010年2月19日

(iv) 当該異動の理由

KDDIは、KDDIがLGIグループとの間で、LGIグループが保有する、直接又はスーパーメディアを通じて間接に対象者株式を保有する3社（Liberty Global Japan II, LLC、Liberty Jupiter, Inc.及びLiberty Japan, Inc.）の持分の全てを譲り受けること（以下、「本譲渡」といいます。）について譲渡契約を締結した旨を2010年1月25日付で公表し、その後、当該譲渡契約の修正契約を締結した旨を同年2月12日付で公表していましたが、対象者は、2010年2月18日に、KDDIから、当該修正契約による修正後の譲渡契約に従って同年2月19日に本譲渡が実行されるとの連絡を受けました。

上記公表によれば、対象者の議決権の3.7%を保有するLiberty Global Japan II, LLCは議決権の2.2%に相当する対象者株式を、対象者の議決権の34.1%を保有するスーパーメディアは議決権の4.5%に相当する対象者株式を、それぞれ信託銀行へ信託譲渡した後に、本譲渡を実行し、信託譲渡される当社株式6.7%についてはLiberty Global Japan II, LLC及びスーパーメディアは議決権を行使することはできないとのことです。

本譲渡が実行された場合、KDDIは、Liberty Global Japan II, LLCが保有する1.5%の議決権及びスーパーメディアが保有する29.6%の議決権の合計31.1%を間接的に保有することになり、対象者の「その他の関係会社」に該当することとなります。同時に、本譲渡が実行された時点で、LGI等は、対象者の「その他の関係会社」に該当しないこととなります。

④スーパーメディア、公開買付者、Liberty Global Japan II, LLC及び対象者は、2010年2月22日付（報告義務発生日2010年2月18日）で、連名により大量保有報告書の変更報告書No.8（以下、「本変更報告書」といいます。）を提出しております。

本変更報告書によれば、スーパーメディアは、公開買付者に対する対象者株式1,648,402株の分配の後、

みずほ信託銀行株式会社（以下、「みずほ信託銀行」といいます。）に対して、2010年2月18日をもって、その保有する対象者株式のうち305,810株を有価証券処分信託として信託譲渡しているとのことです。

また、Liberty Global Japan II, LLCは、みずほ信託銀行を受託者として、2010年2月18日付有価証券管理信託契約を締結し、対象者株式152,904株を信託譲渡し管理信託に付しているところ、管理信託に付した対象者株式に関して、Liberty Global Japan II, LLCは、議決権その他の権利を行使又は指図する権限を有さず、投資をするのに必要な権限又は指図をする権限を有していないとのことです。また、同契約では、(1) 公開買付規制及びその趣旨に反しないことを確認した場合にのみ（一部）解約の申し出ができること、(2) 当該申し出があった場合には、受託者がやむを得ない事情によるものと認めるとき又はこの信託の趣旨から合理的であると認めるときに限り受託者が信託元本の一部又は全部の解約に応じ、信託株式をその限度でのみ返還することがあること等が規定されているとのことです。

その他、本変更報告書提出日現在における提出者の保有株券等の数及び株券等保有割合については、以下のとおり報告されております。

氏名又は名称	住所又は所在地	保有株券等の数	株券等保有割合(%)
スーパー・メディア・ジャパン・エールピー	12300 Liberty Boulevard, Englewood, Colorado 80112, U.S.A.	2,033,026	29.29
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,902,078	27.40
Liberty Global Japan II, LLC	12300 Liberty Boulevard, Englewood, Colorado 80112, U.S.A.	253,675	3.65
株式会社ジュピターテレコム	東京都港区芝大門1丁目1番30号	80,000	1.15

(注) 本変更報告書において、株券等保有割合は、対象者の2010年1月31日現在の発行済株式総数を基に算出しております。

⑤対象者は2010年2月25日付で「取締役等に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、2010年2月25日の対象者取締役会において対象者の取締役、監査役及び執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の募集を行うことを決定したとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

i) 株式会社ジュピターテレコム 2010年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）

a) 募集を行う理由

対象者の取締役及び執行役員（計12名）に中期的なインセンティブを付与することにより、中期的な会社業績や株価の向上を図ること等を目的とします。なお、かかる新株予約権は、取締役又は執行役員の地位を退任した場合等の所定の行使条件を満たした場合に限り、所定の条件に従って行使することができるものです。

b) 募集新株予約権の総数

590個

c) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数は

1株とします(総数590株)。

d) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

e) 募集新株予約権を行使することができる期間

2010年3月16日から2018年2月28日まで

f) 募集新株予約権を割り当てる日

2010年3月15日

g) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2010年3月15日

ii) 株式会社ジュピターテレコム2010年株式報酬型新株予約権(長期インセンティブ)

a) 募集を行う理由

対象者の取締役及び監査役(計7名)に長期的なインセンティブを付与することにより、長期的な会社業績や株価の向上を図ること等を目的とします。なお、かかる新株予約権は、取締役又は監査役の地位を退任した場合等の所定の行使条件を満たした場合に限り、所定の条件に従って行使することができるものです。

b) 募集新株予約権の総数

378個

c) 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数は1株とします(総数378株)。

d) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

e) 募集新株予約権を行使することができる期間

2010年3月16日から2030年2月28日まで

f) 募集新株予約権を割り当てる日

2010年3月15日

g) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2010年3月15日

⑥対象者は2010年2月25日付で「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

スーパーメディアは、2010年2月18日に、公開買付者に対し、対象者株式1,648,402株の払戻しを行いました。対象者は、2010年2月24日に、スーパーメディアより、会社法124条4項に従い対象者取締役会決議により公開買付者を2010年3月25日開催予定の対象者の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において議決権を行使することができる者として定めるよう要請を受けました。

対象者は、2010年2月25日開催の対象者取締役会において、上記要請に従い、基準日後の株主である公開買付者に対し、本定時株主総会における当該株式に係る議決権を付与することを決議いたしました。

⑦対象者は2010年2月25日付で「役員の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、2010年2月25日開催の対象者取締役会において、役員の異動につき、本定時株主総会に付議することを決議したとのことです。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

i) 新任取締役及び新任監査役候補 (2010年3月25日付)

- ・取締役 御子神 大介 (現 公開買付者 ケーブルテレビ事業部長)
- ・取締役 両角 寛文 (現 KDDI 取締役執行役員専務 総務・人事本部担当、経営戦略担当)
- ・取締役 高橋 誠 (現 KDDI 取締役執行役員常務 コンシューマ商品統括本部長)
- ・取締役 大山 俊介 (現 KDDI 執行役員 経営企画室長 兼 海外戦略部長)
- ・監査役 伊藤 聰 (現 対象者 上席執行役員 人事・管理・情報システム部門担当)
- ・監査役 渋谷 年史 (現 公開買付者 理事 米国住友商事会社 北米住友商事グループ CAO)
- ・監査役 高木 憲一郎 (現 KDDI 経営管理本部長)

ii) 退任予定取締役及び監査役 (2010年3月25日付)

- ・取締役 福田 峰夫
- ・取締役 西村 泰重
- ・取締役 マーク・ルーイス
- ・取締役 中村 仁
- ・取締役 ミランダ・カーチス
- ・取締役 グラハム・ホリス
- ・監査役 青木 二仁
- ・監査役 ジョン・サンドバル
- ・監査役 マイケル・エリクソン
- ・監査役 長瀬 仁

iii) 本定時株主総会に付議する取締役候補者 (参考)

現任の取締役13名全員は本定時株主総会終了をもって任期満了となります。本定時株主総会に付議する取締役候補者11名は以下のとおりです。

- ・取締役 森泉 知行 (再任)
- ・取締役 青木 智也 (再任)
- ・取締役 山口 舜三 (再任)
- ・取締役 加藤 徹 (再任)
- ・取締役 松本 正幸 (再任)
- ・取締役 大澤 善雄 (再任)
- ・取締役 林 正俊 (再任)
- ・取締役 御子神 大介 (新任)
- ・取締役 両角 寛文 (新任)
- ・取締役 高橋 誠 (新任)
- ・取締役 大山 俊介 (新任)

iv) 本定時株主総会に付議する監査役候補者（参考）

現任の監査役4名全員は、本定時株主総会終了をもって辞任します。本定時株主総会に付議する監査役候補者3名は以下のとおりです。

- ・監査役 伊藤 聰 （新任）
- ・監査役 渋谷 年史 （新任）
- ・監査役 高木 憲一郎（新任）

⑧対象者は2010年2月26日付で代表取締役の異動に関する臨時報告書を提出しております。当該臨時報告書によれば、対象者は、2010年2月25日開催の対象者取締役会において、代表取締役の退任について決議したとのことです。その概要は以下のとおりです。

・退任する代表取締役

氏名	役名	職名	生年月日	異動の年月日	所有株式数
福田 峰夫	取締役副社長 代表取締役	社長補佐	1951年11月4日生	2010年3月25日	86株

(注)「所有株式数」欄は、2010年2月26日現在における所有株式数を記載しております。

⑨対象者は2010年3月2日付で「基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

対象者は、2010年2月24日に、スーパーメディアより、2010年2月18日に対象者株式305,810株がスーパーメディアからみずほ信託銀行に対して信託され、同日みずほ信託銀行から資産管理サービス信託銀行株式会社（以下、「資産管理サービス信託銀行」といいます。）に対して再信託された旨の連絡を受けるとともに、会社法124条4項に従い対象者取締役会決議により資産管理サービス信託銀行を本定時株主総会において当該株式に係る議決権を行使することができる者として定めるよう要請を受けました。

また、対象者は、2010年2月24日に、KDDI インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー（2010年2月26日にLiberty Global Japan II, LLCよりKDDI インターナショナル・ホールディングス・エルエルシーに名称を変更しております。以下、「KDDI インターナショナル」といいます。）より、2010年2月18日に対象者株式152,904株がKDDI インターナショナルからみずほ信託銀行に対して信託された旨の連絡を受けるとともに、会社法124条4項に従い対象者取締役会決議によりみずほ信託銀行を本定時株主総会において当該株式に係る議決権を行使することができる者として定めるよう要請を受けました。

対象者は、2010年3月2日開催の対象者取締役会において、上記各要請に従い、基準日後の株主である資産管理サービス信託銀行に本定時株主総会における上記対象者株式305,810株に係る議決権を付与すること及びみずほ信託銀行に本定時株主総会における上記対象者株式152,904株に係る議決権を付与することを決議いたしました。

- このプレスリリースは、当社による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- このプレスリリースには、当社が対象者株式を取得した場合における、当社の考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。また、このプレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。
- このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表（2010 年 2 月 15 日東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載のない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類として日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先されるものとします。

以 上